

1. 件名（情報）・題名

令和5年八千代市議会第3回定例会

2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

(1) 会期（31日間）

8月28日（月）	開 会
9月 4日（月）	一般質問
9月 5日（火）	一般質問
9月 6日（水）	一般質問・質疑
9月 8日（金）	常任委員会（総務・福祉）
9月11日（月）	常任委員会（都市・文教経済）
9月12日（火）	決算審査特別委員会
9月13日（水）	決算審査特別委員会
9月14日（木）	決算審査特別委員会
9月15日（金）	決算審査特別委員会
9月27日（水）	総括審議

(2) 提出予定案件

・ 条例の一部改正案	5 件
・ 決算認定案	3 件
・ 補正予算案	4 件
・ 専決処分承認案	2 件
・ 契約の締結案	2 件
・ 議決事件の一部変更案	2 件
・ 財産の取得案	1 件
計	19 件

3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

- ・ 付議すべき事件
- ・ 議案書
- ・ 決算状況の概要
- ・ 令和5年度八千代市補正予算（案）の概要（先議分）
- ・ 令和5年度八千代市補正予算（案）の概要（通常提案分）
- ・ 令和5年度八千代市水道事業会計補正予算の概要（専決分）
- ・ 令和5年度八千代市公共下水道事業会計補正予算の概要（専決分）

4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

- 八千代市役所 住所：八千代市大和田新田312-5
- ・ 総務部総務課 電話：047-421-6711
 - ・ 財務部財政課 電話：047-487-5112

付 議 す べ き 事 件

(議案)

議案第 1 号 八千代市子ども支援センターすてっぷ 21 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子ども支援センターすてっぷ 21 大和田の移転に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号 八千代市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について

学童保育所の保育料を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号 八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

児童発達支援センターの移転及び児童福祉法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号 八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

納骨堂に係る環境基準の新設等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号 八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

- 議案第 6 号 決算認定について
(令和 4 年度一般会計・特別会計決算)
- 議案第 7 号 八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(令和 4 年度水道事業会計利益の処分及び決算)
- 議案第 8 号 八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(令和 4 年度公共下水道事業会計利益の処分及び決算)
- 議案第 9 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 6 号) 【先議】
補正額 5, 4 6 2 万 円
補正後の額 6 7 6 億 9, 9 3 2 万 4 千円
- 議案第 1 0 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 7 号)
補正額 1 億 9, 5 2 6 万 6 千円
補正後の額 6 7 8 億 9, 4 5 9 万 円
- 議案第 1 1 号 令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
補正額 3 億 3 8 3 万 3 千円
補正後の額 1 5 0 億 9, 4 7 1 万 5 千円
- 議案第 1 2 号 令和 5 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)
補正額 6 6 万 円
補正後の額 6, 8 5 0 万 7 千円
- 議案第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 1 号))

議案第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号))

議案第 1 5 号 契約の締結について
(八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事)
八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事について、日本ファイリング株式会社と契約を締結いたしたい。

議案第 1 6 号 契約の締結について
((仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ 2 1 大和田複合施設建設 (電気設備) 工事)
令和 4 年 6 月 2 4 日に有限会社江野沢電気と契約締結した (仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ 2 1 大和田複合施設建設 (電気設備) 工事について、工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき、契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 1 7 号 議決事件の一部変更について
(八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業)
八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 1 8 号 議決事件の一部変更について
((仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ 2 1 大和田複合施設建設 (建築) 工事)

工事の施工に伴う設計変更に基づき、（仮称）八千代市
児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設
（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第19号 財産の取得について

（消防ポンプ自動車（CD-I型））

消防ポンプ自動車（CD-I型）を、株式会社モリタ東
京支店から取得いたしたい。

令和 5 年 第 3 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第 4 号	八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 5 号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 6 号	決算認定について	1 3 頁
議案第 7 号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 5 頁
議案第 8 号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 7 頁
議案第 9 号	令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 6 号)	1 9 頁
議案第 10 号	令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 7 号)	1 9 頁
議案第 11 号	令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 9 頁
議案第 12 号	令和 5 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 9 頁
議案第 13 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 1 号))	2 1 頁
議案第 14 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号))	2 3 頁
議案第 15 号	契約の締結について (八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事)	2 5 頁
議案第 16 号	契約の締結について	

	((仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1 大和田複合施設建設 (電気設備) 工事)	27頁
議案第17号	議決事件の一部変更について (八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備P FI事業)	29頁
議案第18号	議決事件の一部変更について ((仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1 大和田複合施設建設 (建築) 工事)	31頁
議案第19号	財産の取得について (消防ポンプ自動車 (CD-I型))	33頁

議案第 1 号

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例（平
成 6 年八千代市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

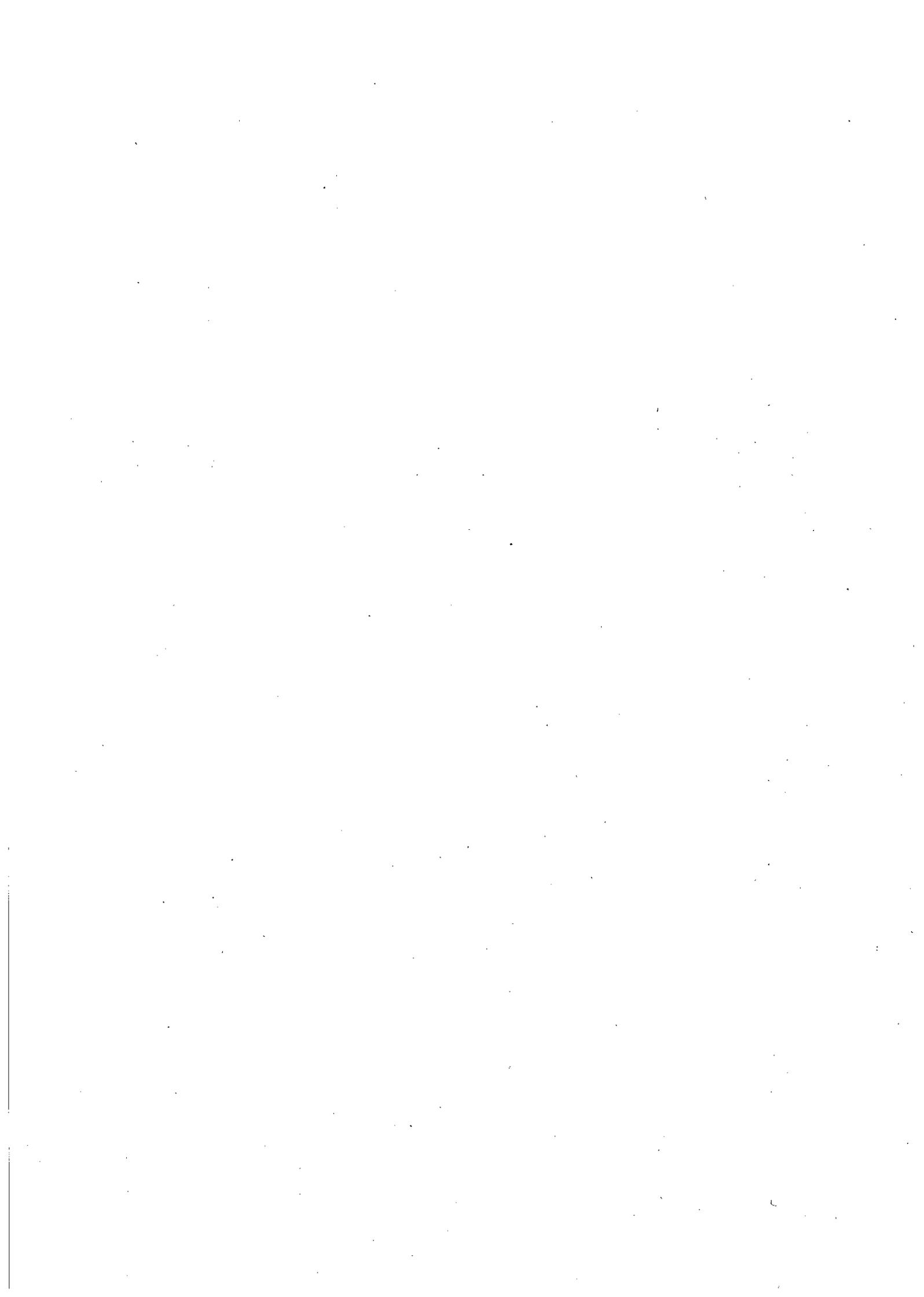
第 3 条の表八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 大和田の項中「八千代
市萱田 2, 2 7 7 番地」を「八千代市大和田新田 4 7 7 番地 1 0 6」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 5 日から施行する。

提案理由

子ども支援センターすてっぷ 2 1 大和田の移転に伴い、条例を改正いたした
い。



議案第 2 号

八千代市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市学童保育条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市学童保育条例の一部を改正する条例

八千代市学童保育条例（昭和 5 1 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「保護者が本市に住所を有する」を「本市に住所を有し、かつ、市内の」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第 3 条第 1 号中「外勤」を「就労」に改め、同条第 3 号を削る。

第 4 条の見出しを「（入所の許可等）」に改め、同条第 1 項中「入所又は退所させようとするとき」を「入所させようとする保護者」に改め、同条第 2 項中「児童が」を「市長は、」に、「市長は」を「入所の許可を取り消し、又は」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 児童が前条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 児童が感染症又は悪性の疾患を有しているとき。
- (3) 児童の心身が虚弱で保育に堪えないと認められるとき。
- (4) その他学童保育所の管理運営上支障があるとき。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

保育料の月額は、児童 1 人につき、8, 0 0 0 円（8 月にあっては、1 1, 0 0 0 円）とする。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項の」を「当該各項に規定する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯から同時に 2 人以上の児童が入所している場合の 2 人目以降の児童の保育料の額は、同項に規定する額に 2 分の 1

を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

学童保育所の保育料を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成7年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第3条の表中「八千代市米本1，514番地の1」を「八千代市大和田新田477番地106」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。

第4条中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

（相談室の設置）

第5条 前条第3号の業務を行うため，支援センターに，ことばと発達の相談室（きこえ，ことば，発達等に問題がある幼児への専門的な訓練，指導等の援助を行うための施設をいう。以下同じ。）を置く。

第6条中「前条第1号及び第2号に掲げる施設」を「支援センター（ことばと発達の相談室を除く。）」に改める。

第11条中「次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額の使用料を」を「法第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算

定した費用の額を使用料として」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、令和6年1月15日から施行する。

提案理由

児童発達支援センターの移転及び児童福祉法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年八千代市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第11条」の次に「及び第12条」を加え、同条第3項中「第12条」を「第13条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条第5項中「第11条」の次に「及び第12条」を加え、同条第6項中「第12条」を「第13条」に、「第13条」を「第14条」に改める。

第18条を第19条とし、第12条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第1項に次の1号を加える。

(4) 納骨堂の利用者が利用しやすい位置に、収蔵可能数に0.02を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ただし、土地の形状その他の事由によりやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（納骨堂の環境基準）

第11条 納骨堂は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 住宅等から納骨堂までの距離は、50メートル以上であること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 前号に定めるもののほか、納骨堂を設置する場所は、公衆衛生上支障が

ない土地であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、納骨堂の設置後において、当該納骨堂の経営者以外の者が、同項第1号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた納骨堂の経営又は変更（以下「納骨堂の経営等」という。）の許可の申請について適用し、施行日前に行われた納骨堂の経営等の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に納骨堂の経営等の許可の申請が行われた場合であって、施行日前に当該納骨堂の経営等に係る八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第1項の規定による協議の申出がなされているときは、当該納骨堂の経営等の許可の申請については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

納骨堂に係る環境基準の新設等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第5号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和48年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ、リドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ	14 kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方又は側後方を離す。
				据置型レンジ	21 kW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ、リドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ	14 kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21 kW 以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭をともすの炭火焼き器	—	100	50	50	50		
			木炭をともすの炭火焼き器	—	80	30	—	30		
	上に類するもの	記分されないもの	使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

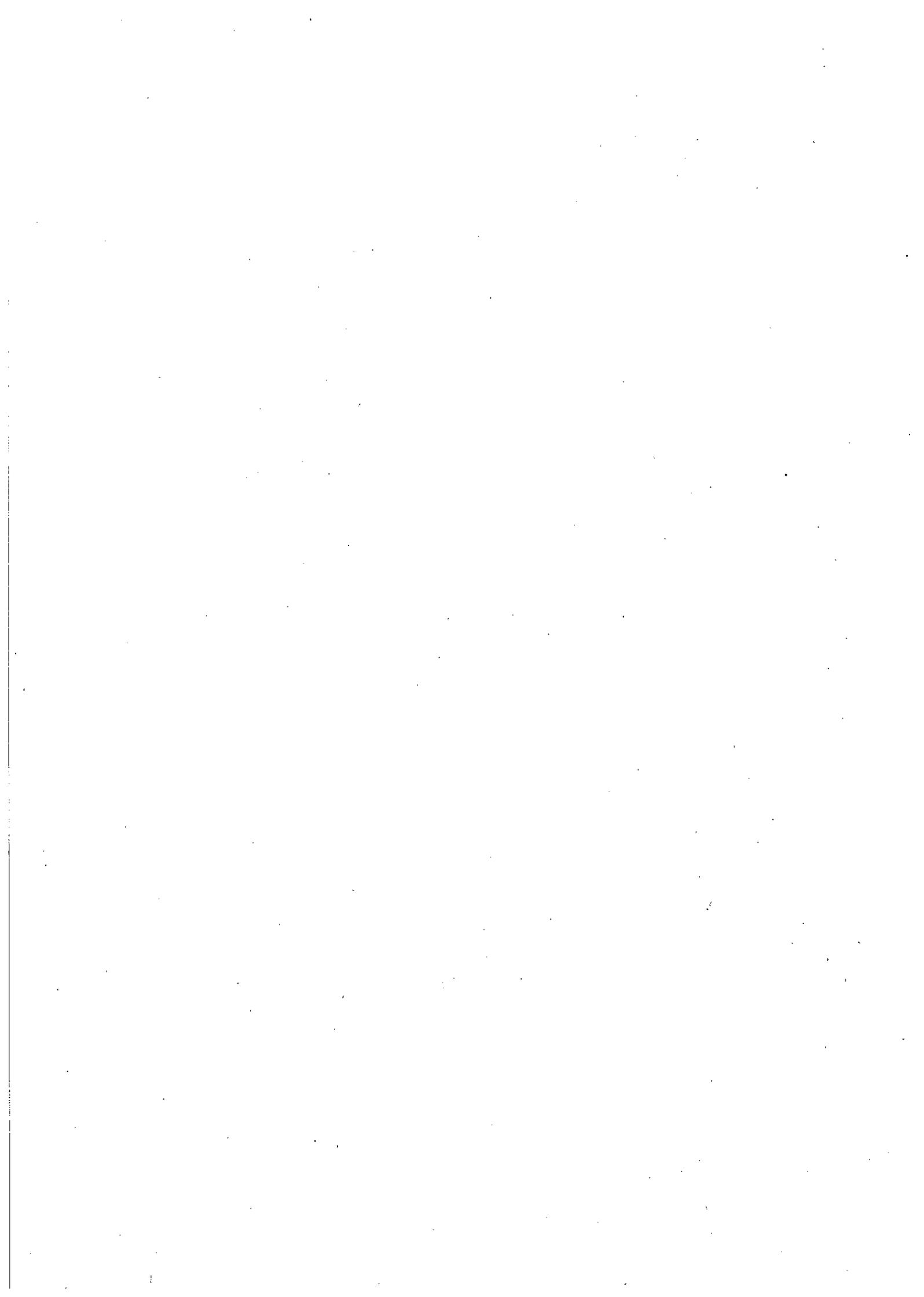
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の八千代市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正したい。



議案第6号

決算認定について

令和4年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則



議案第7号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金1,266,848,148円のうち757,377,367円を資本金へ組み入れ、509,470,781円を減債積立金に積み立てる。

令和4年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則



議案第8号

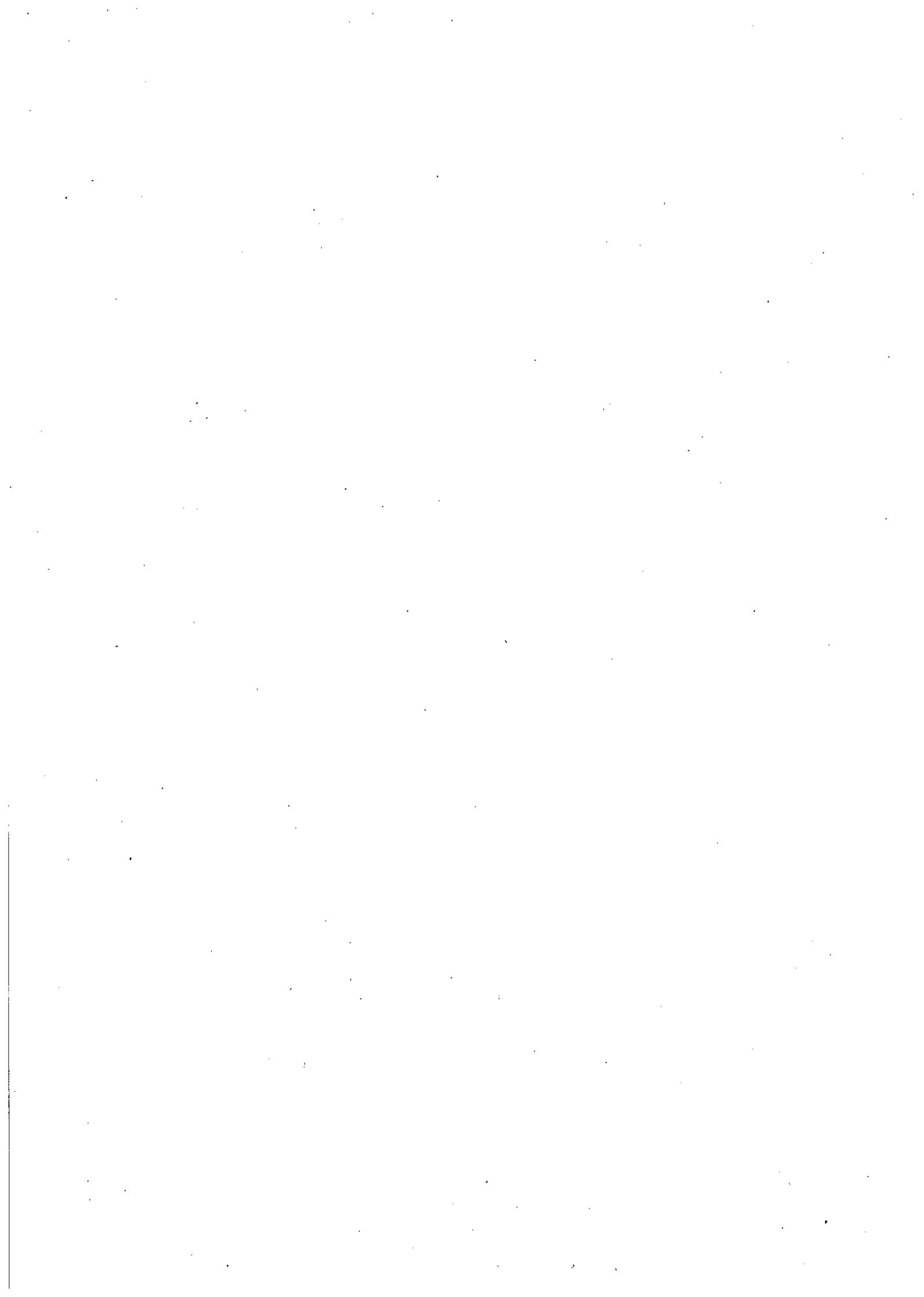
八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金250,020,191円のうち156,431,561円を資本金へ組み入れ,93,588,630円を減債積立金に積み立てる。

令和4年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則



議案第 9 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 10 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 7 号)

議案第 11 号 令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和 5 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)



議案第13号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

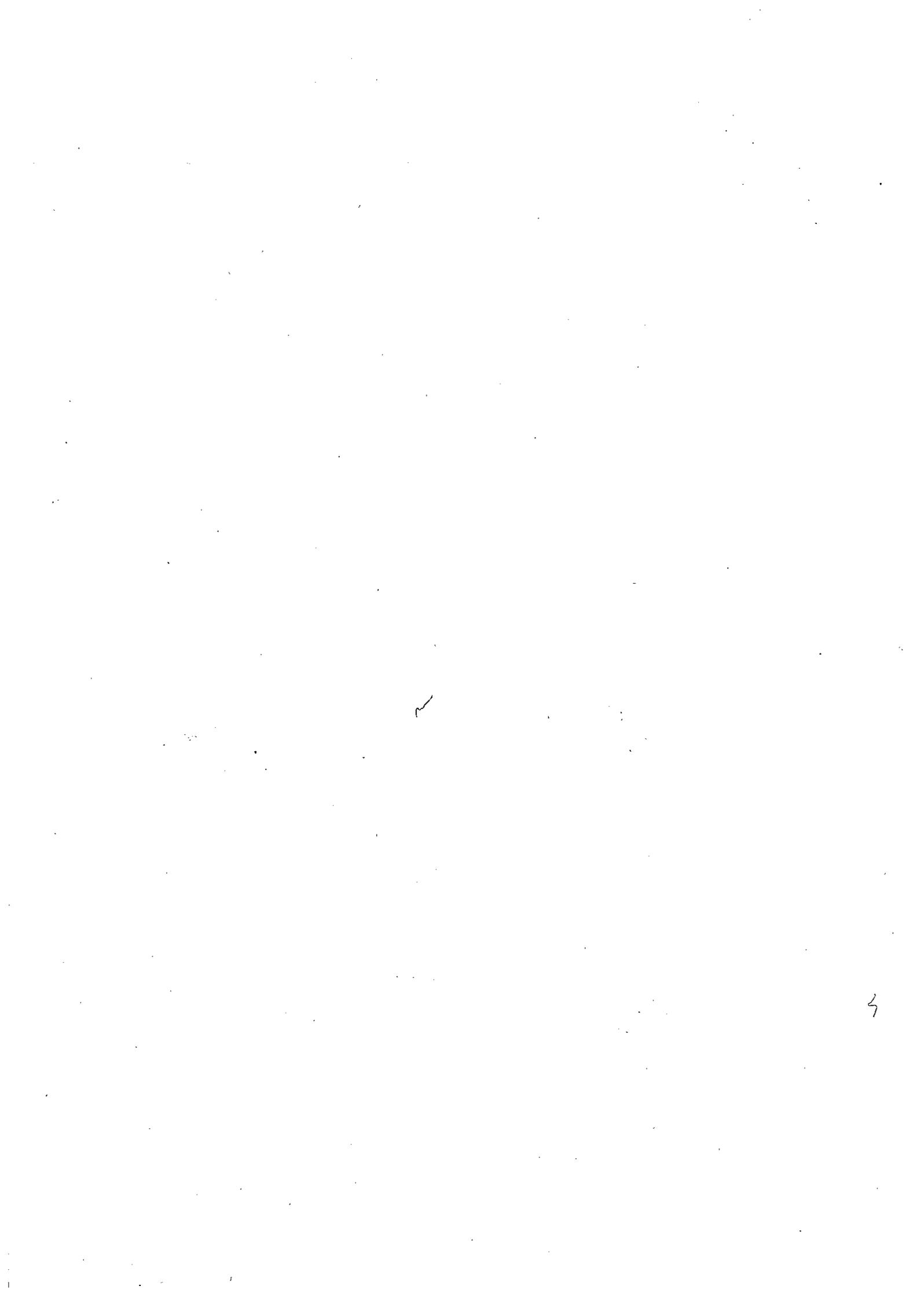
議案第14号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則



議案第15号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 契約事項 | 八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事 |
| 2 契約方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 199,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地 新御茶ノ水アーバンビル |

日本ファイリング株式会社

代表取締役社長 田嶋 譲太郎

提案理由

八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事について、日本ファイリング株式会社と契約を締結いたしたい。



議案第16号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 契約事項 (仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設(電気設備)工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 130,130,000円
変更後 157,314,300円
- 4 契約の相手方 八千代市高津491番地3
有限会社江野沢電気
代表取締役 江野澤 年 男

提案理由

令和4年6月24日に有限会社江野沢電気と契約締結した(仮称)八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設(電気設備)工事について、工事の施工に伴う設計変更及びインプレスライド条項に基づき、契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第17号

議決事件の一部変更について

令和元年8月27日に議決された議案第20号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前 2,370,910,929円

変更後 2,373,795,129円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第18号

議決事件の一部変更について

令和4年6月24日に議決された議案第13号契約の締結について（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

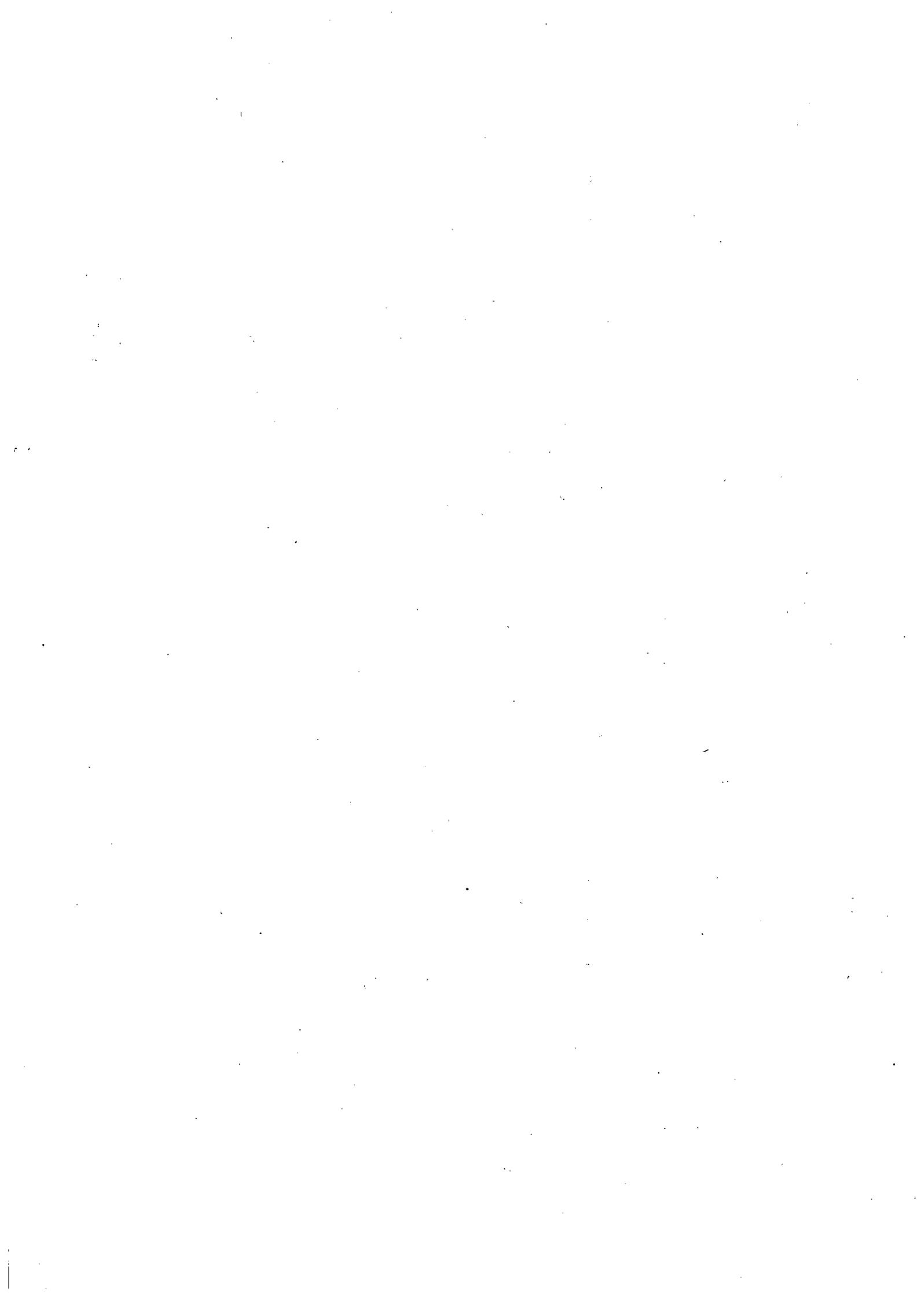
契約金額

変更前 965,506,300円

変更後 969,301,300円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき、（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第19号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 23,100,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル1
9階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |

提案理由

消防ポンプ自動車（CD-I型）を、株式会社モリタ東京支店から取得したい。

決算状況の概要

(1) 決算規模

(一般会計)

(単位：千円，%)

区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額	対前年度増減額	増減率
歳入総額	73,752,164	70,530,175	3,221,989	4.6
歳出総額	70,539,024	66,799,744	3,739,280	5.6
形式収支	3,213,140	3,730,431	△517,291	△13.9
翌年度へ繰り越すべき財源	558,891	722,188	△163,297	△22.6
実質収支	2,654,249	3,008,243	△353,994	△11.8
地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	1,330,000	1,510,000	△180,000	△11.9

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円，%)

区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額	対前年度増減額	増減率
歳入総額	15,915,185	16,030,591	△115,406	△0.7
歳出総額	15,792,200	15,616,074	176,126	1.1
形式収支	122,985	414,517	△291,532	△70.3
実質収支	122,985	414,517	△291,532	△70.3
地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	70,000	210,000	△140,000	△66.7

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円，%)

区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額	対前年度増減額	増減率
歳入総額	14,436,163	13,606,339	829,824	6.1
歳出総額	13,869,360	13,319,920	549,440	4.1
形式収支	566,803	286,419	280,384	97.9
実質収支	566,803	286,419	280,384	97.9
地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	284,000	144,000	140,000	97.2

(墓地事業特別会計)

(単位：千円，%)

区 分	令和 4 年度決算額	令和 3 年度決算額	対前年度増減額	増減率
歳入総額	41,516	42,157	△641	△1.5
歳出総額	40,604	42,062	△1,458	△3.5
形式収支	912	95	817	860.0
実質収支	912	95	817	860.0

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円，%)

区 分	令和 4 年度決算額	令和 3 年度決算額	対前年度増減額	増減率
歳入総額	2,833,140	2,678,322	154,818	5.8
歳出総額	2,821,430	2,664,337	157,093	5.9
形式収支	11,710	13,985	△2,275	△16.3
実質収支	11,710	13,985	△2,275	△16.3

令和5年度八千代市補正予算（案）の概要

先議分

○予算規模

（単位：千円）

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第9号	一般会計補正予算（第6号）	67,644,704	54,620	67,699,324
	国民健康保険事業特別会計	16,490,949	-	16,490,949
	介護保険事業特別会計	14,790,882	-	14,790,882
	墓地事業特別会計	67,847	-	67,847
	後期高齢者医療特別会計	2,995,181	-	2,995,181
計		101,989,563	54,620	102,044,183

※令和5年8月28日先議

○一般会計 款別総括表

歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	30,935,019		30,935,019
2	地方譲与税	396,464		396,464
3	利子割交付金	13,000		13,000
4	配当割交付金	208,000		208,000
5	株式等譲渡所得割交付金	178,000		178,000
6	法人事業税交付金	373,000		373,000
7	地方消費税交付金	4,927,000		4,927,000
8	ゴルフ場利用税交付金	54,000		54,000
9	環境性能割交付金	60,000		60,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	411,170		411,170
11	地方特例交付金	312,237		312,237
12	地方交付税	2,220,981		2,220,981
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	615,995		615,995
15	使用料及び手数料	1,517,079		1,517,079
16	国庫支出金	13,613,163		13,613,163
17	県支出金	5,765,848		5,765,848
18	財産収入	25,490		25,490
19	寄附金	160,382		160,382
20	繰入金	1,605,120	54,620	1,659,740
21	繰越金	500,000		500,000
22	諸収入	1,594,555		1,594,555
23	市債	2,140,200		2,140,200
24	自動車取得税交付金	1		1
計		67,644,704	54,620	67,699,324

歳出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	410,447		410,447
2	総務費	6,159,207		6,159,207
3	民生費	32,663,502		32,663,502
4	衛生費	7,103,345		7,103,345
5	労働費	12,404		12,404
6	農林水産業費	409,243		409,243
7	商工費	464,410		464,410
8	土木費	3,919,969	54,620	3,974,589
9	消防費	2,328,848		2,328,848
10	教育費	8,481,190		8,481,190
11	公債費	5,428,452		5,428,452
12	諸支出金	163,687		163,687
13	予備費	100,000		100,000
計		67,644,704	54,620	67,699,324

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の増額	1,173,115	54,620	1,227,735	財政課
補正額合計				54,620		

○一般会計の補正内容

歳 出

(単位：千円)

款	細事業名	補 正 内 容	補正前の額	補 正 額	補正後の額	担当部署名
土木費	道路橋梁補修事業	村上橋補修工事請負費の増額	717,766	54,620	772,386	土木維持課
補 正 額 合 計				54,620		

○一般会計の補正内容

継続費の補正

【変更】

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
土木費	道路橋梁費	道路橋梁補修	439,087	R3	179,278	493,707	R3	179,278
				R4	211,981		R4	211,981
				R5	47,828		R5	102,448

令和5年度八千代市補正予算（案）の概要

通常提案分

○予算規模

（単位：千円）

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議案第10号	一般会計補正予算（第7号）	67,699,324	195,266	67,894,590
	国民健康保険事業特別会計	16,490,949	-	16,490,949
議案第11号	介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	14,790,882	303,833	15,094,715
議案第12号	墓地事業特別会計補正予算（第1号）	67,847	660	68,507
	後期高齢者医療特別会計	2,995,181	-	2,995,181
計		102,044,183	499,759	102,543,942

※令和5年9月

○一般会計 款別総括表

歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	市税	30,935,019		30,935,019
2	地方譲与税	396,464		396,464
3	利子割交付金	13,000		13,000
4	配当割交付金	208,000		208,000
5	株式等譲渡所得割交付金	178,000		178,000
6	法人事業税交付金	373,000		373,000
7	地方消費税交付金	4,927,000		4,927,000
8	ゴルフ場利用税交付金	54,000		54,000
9	環境性能割交付金	60,000		60,000
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	411,170		411,170
11	地方特例交付金	312,237	△16,912	295,325
12	地方交付税	2,220,981	283,860	2,504,841
13	交通安全対策特別交付金	18,000		18,000
14	分担金及び負担金	615,995		615,995
15	使用料及び手数料	1,517,079		1,517,079
16	国庫支出金	13,613,163	27,363	13,640,526
17	県支出金	5,765,848	2,031	5,767,879
18	財産収入	25,490	10,756	36,246
19	寄附金	160,382		160,382
20	繰入金	1,659,740	△992,991	666,749
21	繰越金	500,000	824,248	1,324,248
22	諸収入	1,594,555	59,488	1,654,043
23	市債	2,140,200	△2,577	2,137,623
24	自動車取得税交付金	1		1
計		67,699,324	195,266	67,894,590

歳出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	議会費	410,447		410,447
2	総務費	6,159,207	64,492	6,223,699
3	民生費	32,663,502	37,413	32,700,915
4	衛生費	7,103,345	2,013	7,105,358
5	労働費	12,404		12,404
6	農林水産業費	409,243		409,243
7	商工費	464,410		464,410
8	土木費	3,974,589	86,526	4,061,115
9	消防費	2,328,848	1,254	2,330,102
10	教育費	8,481,190	3,568	8,484,758
11	公債費	5,428,452		5,428,452
12	諸支出金	163,687		163,687
13	予備費	100,000		100,000
計		67,699,324	195,266	67,894,590

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
地方特例交付金	地方特例交付金	交付額の確定に伴う減額	312,237	△16,912	295,325	財政課
地方交付税	普通交付税	交付額の確定に伴う増額	2,080,981	283,860	2,364,841	財政課
国庫支出金	中国残留邦人等生活支援給付費負担金	中国残留邦人等生活支援給付費に係る国庫負担金の増額	4,945	12,691	17,636	福祉総合相談課
	保育対策総合支援事業費補助金	【新規】 保育所等における業務効率化推進事業に係る国庫補助金の追加	0	7,520	7,520	子ども保育課
	子ども・子育て支援交付金	勝田台南学童保育所の定員拡大に伴う経費に係る国庫補助金の増額	216,882	2,000	218,882	子ども保育課
	母子保健衛生費補助金	3歳児健康診査における集団視覚検査の実施に伴う屈折検査機器の整備に係る国庫補助金の増額	4,104	1,006	5,110	母子保健課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
国庫支出金	消防団設備整備費補助金	消防団員安全装備品の購入に係る国庫補助金の減額	62	△62	0	消防総務課
	教育支援体制整備事業費補助金 (切れ目ない支援体制整備充実事業)	【新規】 医療的ケア児支援事業費に係る国庫補助金の追加	0	4,208	4,208	指導課
県支出金	子ども・子育て支援補助金	勝田台南学童保育所の定員拡大に伴う経費に係る県補助金の増額	209,159	2,000	211,159	子ども保育課
	消防防災施設強化事業補助金	消防団員安全装備品の購入に係る県補助金の増額	392	31	423	消防総務課
財産収入	株式配当金収入	【新規】 配当額の確定に伴う株式配当金収入の追加	1	10,756	10,757	情報政策課
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	令和4年度介護保険事業特別会計の法制化分における繰入対象事業費の確定に伴う繰入金返還分の追加	1	77,757	77,758	長寿支援課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整に伴う財政調整基金の取崩し額の減額	1,227,735	△870,748	356,987	財政課
	市債管理基金繰入金	前年度繰越金の増額等に伴う市債管理基金の取崩し額の減額	200,000	△200,000	0	財政課
繰越金	前年度繰越金	前年度剰余金の確定に伴う繰越金の増額	500,000	824,248	1,324,248	財政課
諸収入	収入印紙売捌収入	パスポート申請者数の増加に伴う収入印紙売捌収入の増額	32,832	57,246	90,078	戸籍住民課
	収入印紙売捌手数料	パスポート申請者数の増加に伴う収入印紙売捌手数料の増額	764	609	1,373	戸籍住民課
	消防団員安全装備品整備事業助成金	【新規】 消防団員安全装備品の購入に係る助成金の追加	0	1,633	1,633	消防総務課

○一般会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
市債	南部近隣公園整備事業債	【新規】 南部近隣公園整備工事に係る市債の追加	0	29,700	29,700	公園緑地課
	臨時財政対策債	交付税算定による額の確定に伴う市債の減額	293,500	△32,277	261,223	財政課
補正額合計				195,266		

○一般会計の補正内容

歳 出

(単位：千円)

款	細事業名	補 正 内 容	補正前の額	補 正 額	補正後の額	担当部署名
総務費	公共施設マネジメント事業	【新規】 公共施設等個別施設計画改訂等支援業務委託料の追加	88,267	13,247	101,514	資産管理課
	行政情報システム運用管理事業	【新規】 内部情報システムインクジェットプリンタの更新に伴う備品購入費の追加	221,931	1,567	223,498	情報政策課
	戸籍住民基本台帳管理事業	パスポート申請者数の増加に伴うパスポート申請用収入印紙購入に係る消耗品費の増額	66,160	57,246	123,406	戸籍住民課
	支所運営管理事業	旧高津支所及び旧高津第二学童保育所解体工事に係る家屋等事後調査及び用地測量業務委託料の減額	103,164	△7,568	95,596	戸籍住民課
民生費	中国残留邦人等自立支援事業	中国残留邦人等への医療支援給付費等の増額	6,613	16,922	23,535	福祉総合相談課
	すてっぷ21事業	【新規】 すてっぷ21大和田移転後の跡地活用に向けた確定測量業務委託料の追加	6,588	3,630	10,218	子ども保育課

○一般会計の補正内容

歳 出

(単位：千円)

款	細事業名	補 正 内 容	補正前の額	補 正 額	補正後の額	担当部署名
民生費	民間保育園運営事業	【新規】 保育所等における業務効率化推進事業費補助金の追加	5,159,778	10,860	5,170,638	子ども保育課
	学童保育事業	【新規】 勝田台南学童保育所の定員拡大に伴う経費の追加	999,574	6,001	1,005,575	子育て支援課
衛生費	母子保健事業	【新規】 3歳児健康診査における集団視覚検査の実施に伴う屈折検査機器の整備に係る備品購入費の追加	227,604	2,013	229,617	母子保健課
土木費	道路境界事業	【新規】 赤道（米本1507-3地先）道路改良工事に伴う復元測量業務委託料の追加	16,350	1,474	17,824	土木管理課
	道路橋梁管理事業	市道の維持補修に係る工事請負費の増額 【新規】 赤道（米本1507-3地先）道路改良工事請負費の追加	225,836	45,408	271,244	土木管理課
	都市公園建設事業	【新規】 南部近隣公園整備工事請負費の追加	53,773	39,644	93,417	公園緑地課

○一般会計の補正内容

歳 出

(単位：千円)

款	細事業名	補 正 内 容	補正前の額	補 正 額	補正後の額	担当部署名
消防費	水利整備事業	【新規】 防火水槽撤去工事請負費の追加	31,314	1,254	32,568	警防課
教育費	特別支援教育 振興事業	医療的ケア児支援業務委託料の増額	1,288	2,900	4,188	指導課
	学校保健事業	【新規】 小中義務教育学校体育館へのAED本体及び収納ボックス 増設に係る物品賃借料の追加	123,423	668	124,091	保健体育課
補 正 額 合 計				195,266		

○一般会計の補正内容

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	備考
総務費	戸籍住民基本 台帳費	支所運営管理	45,699	旧高津支所及び旧高津第二学童保育所解体工事

○一般会計の補正内容

債務負担行為の補正

【追加】

件名	期間	限度額	内容
包括施設管理業務委託	R 5～R 1 0	466, 408千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	包括施設管理業務の委託
公共施設等個別施設計画改訂等支援業務委託	R 5～R 6	6, 088千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	公共施設等個別施設計画改訂等支援業務の委託
バンコクこども親善大使受入業務委託	R 5～R 6	3, 591千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	バンコクこども親善大使受入業務の委託
ふるさと納税業務委託	R 5～R 6	56, 623千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	ふるさと納税業務の委託
放課後子ども教室運営管理業務委託	R 5～R 7	114, 080千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	放課後子ども教室運営管理業務の委託
児童発達支援センター送迎バス等車両運行管理業務委託	R 5～R 8	31, 434千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	児童発達支援センター送迎バス等車両運行管理業務の委託
児童発達支援センター送迎小型バス借上	R 5～R 1 0	7, 080千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	児童発達支援センター送迎小型バスの借上
学童保育事業委託	R 5～R 7	2, 761千円の範囲内	学童保育事業の委託
3歳児健康診査集団視覚検査職員派遣業務委託	R 5～R 6	1, 186千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	3歳児健康診査の集団視覚検査職員派遣業務の委託
大和田小学校及び大和田中学校仮設校舎借上	R 5～R 9	409, 725千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	大和田小学校及び大和田中学校仮設校舎の借上

○一般会計の補正内容

地方債の補正

【追加】

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部近隣公園整備	29,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その融資条件又はその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

【変更】

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
臨時財政対策	293,500	261,223

○介護保険事業特別会計 款別総括表

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 介護保険料	3,084,240		3,084,240
2 使用料及び手数料	1		1
3 国庫支出金	3,110,653		3,110,653
4 支払基金交付金	3,796,388	21,030	3,817,418
5 県支出金	2,060,372		2,060,372
6 財産収入	405		405
7 繰入金	2,738,509		2,738,509
8 繰越金	1	282,803	282,804
9 諸収入	313		313
計	14,790,882	303,833	15,094,715

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費	381,321		381,321
2 保険給付費	13,627,138		13,627,138
3 財政安定化基金拠出金	1		1
4 地域支援事業費	768,704		768,704
5 基金積立金	666	77,768	78,434
6 諸支出金	3,052	226,065	229,117
7 予備費	10,000		10,000
計	14,790,882	303,833	15,094,715

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
支払基金交付金	介護給付費交付金過年度分	【新規】 令和4年度介護給付費の確定に伴う支払基金の精算による支払基金交付金の追加	0	20,934	20,934	長寿支援課
	地域支援事業支援交付金過年度分	【新規】 令和4年度地域支援事業費の確定に伴う支払基金の精算による支払基金交付金の追加	0	96	96	長寿支援課
繰越金	前年度繰越金	【新規】 前年度剰余金の確定に伴う繰越金の追加	1	282,803	282,804	長寿支援課
補正額合計				303,833		

○介護保険事業特別会計の補正内容

歳 出

(単位：千円)

款	細事業名	補 正 内 容	補正前の額	補 正 額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	介護給付費準備基金積立金	財源調整に伴う介護給付費準備基金積立金の増額	666	77,768	78,434	長寿支援課
諸支出金	償還金	【新規】 令和4年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国庫支出金及び県支出金の精算による償還金の追加	1	148,308	148,309	長寿支援課
	一般会計繰出金	【新規】 令和4年度法制化分繰入対象事業費の確定に伴う剰余金を一般会計に返還するための繰出金の追加	1	77,757	77,758	長寿支援課
補 正 額 合 計				303,833		

○墓地事業特別会計 款別総括表

歳 入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	使用料及び手数料	23,062		23,062
2	財産収入	26		26
3	繰入金	44,705		44,705
4	繰越金	1	660	661
5	諸収入	53		53
計		67,847	660	68,507

歳 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	補正後の額
1	総務費	49,874		49,874
2	基金積立金	15,973	660	16,633
3	予備費	2,000		2,000
計		67,847	660	68,507

○墓地事業特別会計の補正内容

歳入

(単位：千円)

款	歳入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当部署名
繰越金	前年度繰越金	令和4年度決定の令和5年4月1日許可分合葬式墓地使用料相当額に係る前年度繰越金の増額	1	660	661	健康福祉課
補正額合計				660		

○墓地事業特別会計の補正内容

歳 出

(単位：千円)

款	細事業名	補 正 内 容	補正前の額	補 正 額	補正後の額	担当部署名
基金積立金	市営霊園基金積立金	令和4年度決定の令和5年4月1日許可分合葬式墓地使用料相当額に係る市営霊園基金積立金の増額	15,973	660	16,633	健康福祉課
補 正 額 合 計				660		

令和5年度八千代市水道事業会計補正予算の概要

専決分

水道事業会計
○予算規模

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	
議案第13号	水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入	4,659,379	7,155	4,666,534
		資本的収入	1,429,374		1,429,374
		計	6,088,753	7,155	6,095,908
		収益的支出	4,452,327	17,498	4,469,825
		資本的支出	3,014,535		3,014,535
		計	7,466,862	17,498	7,484,360

※令和5年7月11日専決

○ 水道事業会計 款別総括表

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	水道事業収益	4,659,379	7,155	4,666,534
計		4,659,379	7,155	4,666,534

支 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	水道事業費用	4,452,327	17,498	4,469,825
計		4,452,327	17,498	4,469,825

○水道事業会計の補正内容

収益的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
水道事業収益	水道賠償責任保険金	村上地区等の濁り水により発生した補償費に対する水道賠償責任保険金の追加	0	7,155	7,155	上水道課

収益的支出

(単位：千円)

款	細事業名	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
水道事業費用	減免分下水道使用料負担金	村上地区等の濁り水発生に伴い、下水道使用料を減免したことによる公共下水道事業会計への負担金の追加	0	9,153	9,153	上水道課
水道事業費用	配水管等維持補修事業	村上地区等の濁り水により発生した補償費の追加	0	8,345	8,345	上水道課

令和5年度八千代市公共下水道事業会計補正予算の概要

専決分

公共下水道事業会計

○予算規模

(単位：千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	
議案第14号	公共下水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入	3,842,079	9,153	3,851,232
		資本的収入	353,142		353,142
		計	4,195,221	9,153	4,204,374
		収益的支出	3,760,808		3,760,808
		資本的支出	1,247,991		1,247,991
		計	5,008,799		5,008,799

※令和5年7月11日専決

○ 公共下水道事業会計 款別総括表

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	下水道事業収益	3,842,079	9,153	3,851,232
計		3,842,079	9,153	3,851,232

支 出 (単位：千円)

款		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1	下水道事業費用	3,760,808		3,760,808
計		3,760,808		3,760,808

○公共下水道事業会計の補正内容

収益的収入

(単位：千円)

款	収入名称	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額	担当課名
下水道事業収益	減免分下水道使用料負担金	村上地区等の濁り水発生に伴い、下水道使用料を減免したことによる水道事業会計からの負担金の追加	0	9,153	9,153	経営企画課